

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 誠友会 森つとむ内科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市籠町 2-26 籠町ビル 2F
- (3) 設立認可年月日 平成7年8月21日
- (4) 設立登記年月日 平成7年9月1日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	森 勉	医療法人誠友会 森つとむ内科 管理者
理事	森 剛	
同	森 聡	
監事	森 誠	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	森つとむ内科	長崎県長崎市籠町 2-26 籠町ビル 2F	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
 令和4年6月17日 令和3年度決算の決定

法人名 医療法人 誠友会 森つとむ内科
 所在地 長崎県長崎市籠町2番26号 籠町ビル2F

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和5年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	19,982	I 流動負債	6,985
II 固定資産	12,247	II 固定負債	3,693
1 有形固定資産	3,964	負債合計	10,678
2 無形固定資産	1,730	純資産の部	
3 その他の資産	6,554	科 目	金 額
		I 資本金	8,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	13,551
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	21,551
資産合計	32,229	負債・純資産合計	32,229

法人名 医療法人 誠友会 森つとむ内科
 所在地 長崎県長崎市籠町2番26号 籠町ビル2F

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	57,402
2 事業費用	64,320
本来業務事業損失	6,918
事業損失	6,918
II 事業外収益	732
III 事業外費用	0
経常損失	6,186
IV 特別利益	850
V 特別損失	0
税引前当期純損失	5,336
法人税等	71
当期純損失	5,407

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 誠友会 森つとむ内科
 所在地 長崎県長崎市籠町2番26号 籠町ビル2F

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和5年4月30日現在)

1. 資 産 額 32,229 千円
 2. 負 債 額 10,678 千円
 3. 純 資 産 額 21,551 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	19,982
B 固 定 資 産	12,247
C 資 産 合 計 (A+B)	32,229
D 負 債 合 計	10,678
E 純 資 産 (C-D)	21,551

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 誠友会 森つとむ内科
理事長 森 勉 殿

私は、医療法人誠友会の令和4年会計年度（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 6月 28日

医療法人 誠友会 森つとむ内科

監事 森 誠

